

教育職員免許状授与願の出願について

教職課程のある大学等を卒業して新たに免許状を取得する場合や教員資格認定試験に合格して免許状を取得する場合の手続きです。下記の書類を取りそろえ、出願してください。

なお、免許状は原則として出願を受理した月の翌月の1日付けで授与し、上旬に発送しております。ただし、提出書類に不備があった場合は、この限りではありません。

記

①教育職員免許状授与願（様式第1号）

- ・複数の免許状を出願する場合は、それぞれについて出願が必要です。
- ・「1 免許状の種類」（〇〇教諭〇〇免許状）は必ず記載してください。「2 教科」又は「3 特別支援教育領域」は該当する場合に記載してください。
- ・授与する免許状に記載する氏名（本名）について、旧姓・通称名の併記（正式な呼称に加えて、旧姓・通称名を続けて記載（例）山形 花子 （旧姓）宮城）を希望する場合は、事前にご相談ください。また、授与願にもその旨を明記してください。
- ・内容に不備があった場合等に電話しますので、日中連絡が取れる電話番号を記載してください。

②山形県収入証紙 **3,300円**

- ・①の書類の貼付欄に貼付してください。消印しないでください（無効になります）。

③履歴書（様式第2号）

- ・複数の免許状を出願する場合は、一部を写しの提出と していただいて結構です。
- ・「3 現に有する教員免許状」、「5 職業の履歴」等が枠内で記載しきれない場合は、別紙で記載していただいて結構です。

④最終学校の卒業（修了）証明書（「卒業証書」の写しは不可）

- ・教員免許状を所持し（期限切れ失効済みの場合を含む）、卒業学校の記載がある場合は、提出を省略できます（免許状には最終学校を記載します）。
- ・最終卒業学校が高等学校の卒業を必要としない各種専門学校等の場合は、高等学校の卒業証明書を提出してください。

⑤学力に関する証明書（教員免許状出願用のもの。優良可等の評価が記載された成績証明書は不可）

- ・複数大学で必要単位を修得した場合は、それぞれの大学等の証明書が必要です。
- ・流用した単位を使用する場合は、当該単位についての学力に関する証明書も必要です。
- ・免許法施行規則第66条の6に定める科目（日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作）の単位を他の大学で修得した場合は、当該大学の単位修得証明書も必要です。
- ・免許更新制廃止前の新免許状が有効期間の満了日の経過により失効し、再授与の出願をする場合は、旧法による証明書（大学等の卒業当時の免許法の規定に基づき修得した単位としての証明）を提出してください。

⑥免許状・免許証の写し（他に教員免許状、保健師免許証等を取得している場合のみ）

- ・裏面に記載がある免許状の場合は、両面の写しを提出してください。
- ・看護師・保健師・栄養士等の基礎資格を必要とする場合、免許証写しの余白に所属長等の原本証明が必要です（教員免許状については、原本証明は不要です）。
- ・現に学校等に勤務していない場合は、本人が「原本と相違ない旨」の申立てを行ってください。
（記載例）この写しは、原本と相違ありません。 年 月 日 氏 名 ㊟
- ・特別支援学校教諭免許状に新たな領域を追加する場合は、当該免許状の原本を提出してください。なお、新たな領域を追加する場合の出願先は、特別支援学校教諭免許状を授与した都道府県教育委員会となります。

⑦戸籍抄本（原本）

- ・県内において、現に学校に勤務する教育職員又は県の機関に勤務する職員で、教員免許状を有し、その写しを添えて所属長及び所轄教育事務所長（市町村立学校の場合）を経由して出願する場合は、提出を省略できます。ただし、④、⑤、⑥、⑩の書類と現在の本籍地（都道府県）

又は姓名が異なる場合は、提出が必要です。

- ・戸籍抄本の提出に関して、教員免許状の更新時に交付された証明書により、本籍地・氏名の変更の確認ができる場合（旧本籍地・旧姓で免許状を取得し、現在の本籍地・氏名で免許状を更新し証明を受けた場合）は、更新時に交付された証明書の写しの提出に代えることができます。
※免許更新制は令和4年7月1日付けで廃止されました。

⑧返信用封筒

- ・角2封筒（A4判が折らずに入る大きさ）に住所・氏名を明記し、120円切手を貼付してください。複数の免許状を出願する場合は、140円切手を貼付してください。
- ・折曲厳禁として発送いたしますが、郵便事情により免許状に折り目がつく場合があります。気になる方は、A4サイズのクリアファイル・厚紙を同封してください。その際は、140円切手を貼ってください。
- ・県内において、現に学校に勤務する教育職員又は県の機関に勤務する職員で、所属長及び所轄教育事務所長（市町村立学校の場合）を経由して出願する場合は、提出を省略できます。

⑨複数免許状を出願する場合、①、②、③、⑤についてはそれぞれについて必要ですが、これら以外の書類は1部で結構です。

⑩その他（該当者のみ）

○介護等体験証明書の原本（小・中学校教諭免許状を出願する場合）

- ・すでに免許法別表第一の規定により小学校又は中学校教諭免許状を取得している場合（失効免許状の再授与出願の場合を含む）は提出不要ですが、当該免許状の写しを提出してください。

○教員資格認定試験合格証明書の原本

- ・教員資格認定試験に合格したことにより出願する場合、合格証明書を提出してください（⑤学力に関する証明書は提出不要です）。
- ・教員資格認定試験の合格による免許状が、失効した場合の手続きについてはご連絡ください。

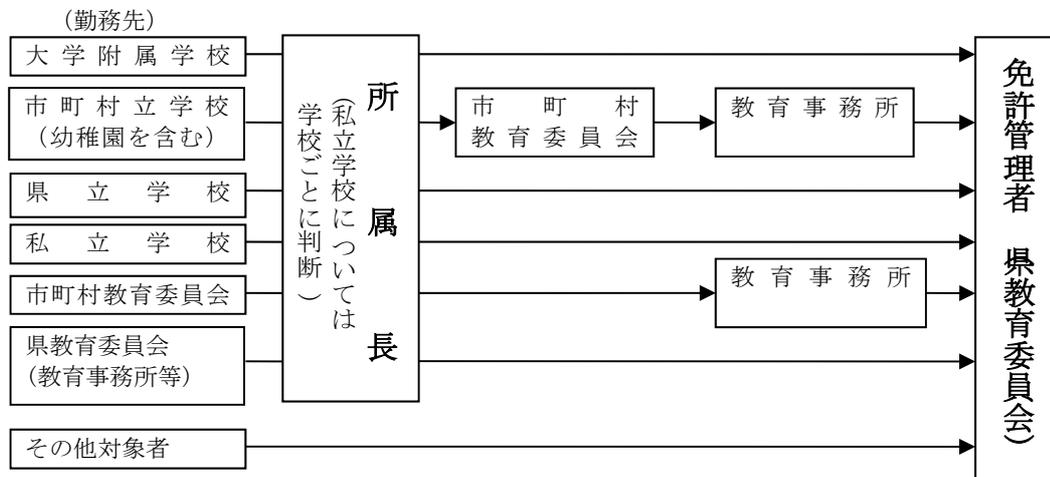
○管理栄養士養成施設の課程を修了していることを証する書類（単位修得証明書）

- ・管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士免許を受けていることにより、栄養教諭一種免許状を出願する場合、提出してください（管理栄養士免許を受けている場合は、提出不要）。

○実務に関する証明書（様式第3号）

- ・教員としての実務経験により、教育実習の単位を他の教科及び教職に関する科目の単位と替えて出願する場合、提出してください。

<出願の流れ>



教育職員免許状授与願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地

現 住 所

(電話番号)

ふりがな
氏 名

年 月 日生 (男・女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加を関係書類を添えて出願します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教 科
- 3 特別支援教育領域

- 注意
- 1 免許状の種類の中には、免許法第4条第2項又は免許法施行規則第63条第2項若しくは第63条の2第2項に規定する普通免許状の種類を記入すること。
 - 2 教科の中には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科（教科の領域の一部に係る事項を含む。）を記入すること。
 - 3 特別支援教育領域の中には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第2条第4項に規定する特別支援教育領域を記入すること。
 - 4 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。

教育職員免許法第5条第1項抜粋

- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

実務に関する証明書

出願者の職及び氏名

年 月 日生

受けようとする 免許状の種類		教 科			
基礎資格又は 基礎免許状		取得年月日	年 月 日		
勤務の場所 (勤務校名)	職 名	良好な成績で 勤務した期間	職務内容	長期休暇、休職等により 職務に従事しなかった期間	
				理 由	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
良好な成績で勤務した年月数		年 月 (休暇期間等を除算した勤務期間の実年月数)			
実 務 の 評 価	所 属 長 の 所 見				

上記のとおりであることを証明する。

年 月 日 所 属 長 印

年 月 日 実務証明責任者

- 注意
- 「職務内容」の欄には、担当教科、担当業務等を記入すること。また、非常勤又は兼務の場合は、その旨を記入すること。なお、勤務の場所が特別支援学校の場合には、小学部、中学部等部科及び担当教育領域の別も記入すること。
 - 「所属長の所見」の欄には、教育計画、教材研究、学習指導、生活指導、児童生徒及び同僚からの信頼、分掌事務処理、実行力、勤務成績等について、具体的に記入すること。
 - この証明書は、所属長及び実務証明責任者において厳封すること。